

別 紙

土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知について（昭和60年4月1日付け60構改B第499号構造改善局長通知）  
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
記	記
<p>3 予定管理方法等を定めない土地改良施設の取扱い</p> <p>新たに国営土地改良事業を開始しようとする場合には、当該国営事業によって造成されるべき土地改良施設のうち<u>土地改良法施行規則で定めるものがあるときは、土地改良法第85条第2項、第85条の2第2項若しくは第7項、第85条の3第2項若しくは第7項、第85条の4第4項、第87条の2第2項若しくは第3項又は第87条の4第2項の規定により当該施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方法等」という。）を定めることとなっているが、予定管理方法等を定めない土地改良施設についても、関係都道府県知事が当該施設の管理を土地改良区等（土地改良区、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。）へ受託させることにつき責任をもって善処する旨の書面を、あらかじめ、提出させるものとする。</u></p>	<p>3 予定管理方法等を定めない土地改良施設の取扱い</p> <p>新たに国営土地改良事業を開始しようとする場合には、当該国営事業によって造成されるべき土地改良施設のうち<u>ダムその他のえん堤又は揚水施設があるときは、土地改良法第85条第2項、第85条の2第2項若しくは第7項、第85条の3第2項若しくは第7項、第85条の4第3項又は第87条の2第2項若しくは第3項の規定により当該施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方法等」という。）を定めることとなっているが、予定管理方法等を定めない土地改良施設についても、関係都道府県知事が当該施設の管理を土地改良区等（土地改良区、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。）へ受託させることにつき責任をもって善処する旨の書面を、あらかじめ、提出させるものとする。</u></p>
目 次	目 次
<p>第2 取得、所属替及び所管換</p> <p>2-0-1 削除 . . . . .</p> <p>2-0-2 削除 . . . . .</p> <p>2-0-3 国営土地改良事業による他者の所有に係る財産への必要な工事 . . . . .</p> <p>2-0-4 共同工事によって生ずる施設 . . . . .</p> <p>2-0-5 所属替 . . . . . (削る。)</p> <p>2-農9-1 所管換 . . . . .</p> <p>2-土3-1 売戻約款附購入 . . . . .</p>	<p>第2 取得、所属替及び所管換</p> <p>2-0-1 削除 . . . . .</p> <p>2-0-2 削除 . . . . .</p> <p>2-0-3 国営土地改良事業による他者の所有に係る財産への必要な工事 . . . . .</p> <p>2-0-4 共同工事によって生ずる施設 . . . . .</p> <p>2-0-5 所属替 . . . . .</p> <p>2-0-6 国有林野からの所属替 . . . . .</p> <p>2-農9-1 所管換 . . . . .</p> <p>2-土3-1 売戻約款附購入 . . . . .</p>

## 第2 取得、所属替及び所管換

(所属替)

2-0-5 土地又は工作物その他の物件の所属替を受けようとするときは、当該物件の各区分ごとに下記により取り扱うものとする。

[表略]

- (注) 1 建物の面積は、延べ面積を示す。  
2 土地及び建物以外のものの金額は、各区分ごとの見積価格を示す。  
3 「財務事務所長等」とは、国有財産総括事務処理規則（昭和29年5月15日大蔵省訓令第5号）第2条第2項に定めるものをいう。  
4 関係法令等  
国有財産法第14条第4号、国有財産法施行令第11条第1号の2  
国有財産総括事務処理規則第22条第1項、第2項

(削る。)

## 第3 管理委託

(管理者の選定)

3-土5-2 部局長は、原則として、次に掲げる施設（これと一体的に管理すべき樋門、防災施設、水管理施設、発電施設等及び附帯施設を含む。）ごとに、次に掲げる者に対して管理の委託を行うものとする。

- (1) ダムその他のえん堤及び揚水施設 当該施設に係る予定管理方法等（法第85条第2項、第85条の2第2項若しくは第7項、法第85条の3第2項若しくは第7項、法第85条の4第4項又は第87条の2第2項若しくは第3項に規定する予定管理方法等をいう。）においてその管理者として定められた者

## 第2 取得、所属替及び所管換

(所属替)

2-0-5 土地又は工作物その他の物件の所属替を受けようとするときは、当該物件の各区分ごとに下記により取り扱うものとする。

[表略]

- (注) 1 建物の面積は、延べ面積を示す。  
2 土地及び建物以外のものの金額は、各区分ごとの見積価格を示す。  
3 「財務事務所長等」とは、国有財産総括事務処理規則（昭和29年5月15日大蔵省訓令第5号）第2条第2項に定めるものをいう。  
4 関係法令等  
国有財産法第14条第4号、国有財産法施行令第11条第1号の2  
国有財産総括事務処理規則第22条第1項、第2項

(国有林野からの所属替)

2-0-6 部局長は、国有林野事業特別会計所属の国有財産の所属替を受けるときは、「国有林野事業特別会計所属の国有財産を土地改良財産へ所属替する場合の対価について」（昭和57年2月17日付け56林野管第253号林野庁長官、農林水産省構造改善局長連名通知）により取り扱うものとする。

## 第3 管理委託

(管理者の選定)

3-土5-2 部局長は、原則として、次に掲げる施設（これと一体的に管理すべき樋門、防災施設、水管理施設、発電施設等及び附帯施設を含む。）ごとに、次に掲げる者に対して管理の委託を行うものとする。

- (1) ダムその他のえん堤及び揚水施設 当該施設に係る予定管理方法等（法第85条第2項、第85条の2第2項若しくは第7項、法第85条の3第2項若しくは第7項、法第85条の4第3項又は第87条の2第2項若しくは第3項に規定する予定管理方法等をいう。）においてその管理者として定められた者

(2) ため池、えん堤及び揚水施設 当該施設に係る予定管理方法等  
(法第87条の4第2項に規定する予定管理方法等をいう。)  
においてその管理者として定められた者

(3) ・ (4) [略]

(5) 前各号に掲げる施設以外の施設 土地改良区等

3-土5-10 部局長は、農業用排水路の管理を委託した場合にあって、当該水路が土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第47条第2号（同規則第76条及び第76条の15において準用する場合を含む。）又は第68条の4の15第2号の規定により指定されたときは、管理受託者（令第57条第1項に規定する管理受託者をいう。以下同じ。）に対し、法第57条の2（第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）又は第93条の2の規定により管理規程を定めるよう指導するものとする。

#### 第5 他目的使用等

5-0-4 土地改良財産（公共用財産であるものに限る。以下この項において同じ。）の他目的使用等の場合の使用料の年額の算定方法については、次によるものとする。

(1) 使用料算定の基準

ア・イ [略]

ウ 土地改良施設に電柱、水道管、ガス管等の工作物を設置させる場合

(ア) 電柱等を設置する場合

使用料は、電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第8条に定める額とし、電気事業者（電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては当該者が内規により定めた額とする。

様式第2号〔3-土5-5関係〕

管 理 委 託 協 定 書

(新設)

(2) ・ (3) [略]

(4) (1)、(2)及び(3)に掲げる以外の施設 土地改良区等

3-土5-10 部局長は、農業用排水路の管理を委託した場合にあって、当該水路が土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第47条第1項第2号（同規則第76条及び第76条の18において準用する場合を含む。）又は第68条の4の15第2号の規定により指定されたときは、管理受託者（令第57条第1項に規定する管理受託者をいう。以下同じ。）に対し、法第57条の2（第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）又は第93条の2の規定により管理規程を定めるよう指導するものとする。

#### 第5 他目的使用等

5-0-4 土地改良財産（公共用財産であるものに限る。以下この項において同じ。）の他目的使用等の場合の使用料の年額の算定方法については、次によるものとする。

(1) 使用料算定の基準

ア・イ [略]

ウ 土地改良施設に電柱、水道管、ガス管等の工作物を設置させる場合

(ア) 電柱等を設置する場合

使用料は、電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第5条に定める額とし、電気事業者（電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては当該者が内規により定めた額とする。

様式第2号〔3-土5-5関係〕

管 理 委 託 協 定 書

農林水産省（以下「甲」という。）と〇〇土地改良区（以下「乙」という。）は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6第1項及び土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第56条の規定に基づき、国営〇〇土地改良事業によって造成された土地改良財産の管理について、〇〇都道府県（及び〇〇土地改良区連合）を立会人として下記のとおり協定を締結する。

記

第1条・第2条 [略]

（管理受託者の義務）

第3条 [略]

2 [略]

3 乙は、前2項のほか、土地改良法施行令第62条、第63条、第67条及び第68条の規定を遵守するものとする。

農林水産省（以下「甲」という。）と〇〇土地改良区（以下「乙」という。）は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6第1項及び土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第56条の規定に基づき、国営〇〇土地改良事業によって造成された土地改良財産の管理について、〇〇都道府県（及び〇〇土地改良区連合）を立会人として下記のとおり協定を締結する。

記

第1条・第2条 [略]

（管理受託者の義務）

第3条 [略]

2 [略]

3 乙は、前2項のほか、土地改良法施行令第62条、第63条及び第67条から第69条までの規定を遵守するものとする。